

三原市人権教育・啓発推進計画

～一人ひとりが輝くまちづくりをめざして～

平成31年（2019年）3月

三原市

あいさつ

昭和 23 年（1948 年）に国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されてからすでに約 70 年が経過し、これまで世界各国で人権を確立する様々な取り組みが行われてきました。

わが国においても、平成 12 年（2000 年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、三原市では、平成 17 年（2005 年）に「三原市人権教育・啓発推進計画」を策定し、この計画に基づき市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて人権施策を推し進めてきました。

しかしながら、「人権の世紀」といわれる 21 世紀の今日においても、依然として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などさまざまな人権問題があり、さらに「インターネットによる人権侵害」や「性的指向と性自認」などの問題もクローズアップされるなど社会の進展にともない新たな人権問題も生じています。

計画策定から 10 年以上が経過し、その間の新たな法律の施行や人権課題などの社会情勢の変化に対応するため、今回計画を見直し改定することとしました。

今後、この改定された推進計画をもとに市民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、お互いに尊重し合い、だれもがいきいきと暮らし、平和で明るい豊かな文化のまちづくりを積極的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

終わりにこの計画の策定にあたりまして、多大なご協力をいただきました「三原市人権施策推進協議会」の皆様並びに県立広島大学、関係者の方々に、心よりお礼を申し上げごあいさつとします。

平成 31 年（2019 年）3 月

三原市長 天満 祥典

目次

あいさつ

人権教育・啓発推進指針

1	はじめに	2
2	三原市人権教育・啓発推進指針の基本的な考え方	2
(1)	指針の趣旨	2
(2)	指針の目標	2
3	人権尊重の基本理念	3
(1)	人権教育の推進	3
(2)	推進体制	3
(3)	関係機関相互の連携強化	3

人権教育・啓発推進計画

	はじめに	6
	第1章 推進計画の基本的な考え方	7
1	推進計画の策定	7
(1)	計画策定の趣旨	7
(2)	基本理念	7
(3)	基本目標	7
2	推進計画策定の背景と経緯	7
(1)	国際的動向	7
(2)	国・県の動向	8
(3)	本市の取組	8
3	人権教育・啓発の基本的な考え方	9
4	人権教育・啓発の推進の基本的な姿勢	9
	第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	10
1	家庭・地域における人権教育・啓発の推進	10
(1)	家庭における人権教育	10
(2)	地域における人権教育・啓発	10
(3)	学習機会の充実	10
(4)	指導者の養成	10
2	学校における人権教育の推進	10
(1)	あらゆる教育活動を通じた人権教育	11

(2) 教育に携わる人たちの資質向上を図る研修の充実	11
(3) 家庭・地域との連携	11
3 企業等における人権教育・啓発の推進	11
(1) 企業等における人権教育・啓発の推進	11
第3章 個別重要課題への対応	12
1 女性	12
(1) 現状と課題	12
(2) 施策の方向	12
ア 男女共同参画社会の促進	12
イ 女性に対する暴力根絶	13
ウ 就業の場における男女共同参画の実現	13
2 子ども	13
(1) 現状と課題	13
(2) 施策の方向	14
ア 「子どもの権利条約」の普及啓発	14
イ いじめ問題の解決	14
ウ 児童虐待の根絶	14
エ 子どもの健全育成	15
オ 子どもの貧困対策	15
3 高齢者	15
(1) 現状と課題	15
(2) 施策の方向	16
ア 高齢者の社会参加の推進	16
イ 地域生活を支える体制の整備	16
ウ 人権侵害の未然防止	16
エ 権利擁護の推進	17
4 障害者	17
(1) 現状と課題	17
(2) 施策の方向	18
ア 地域生活の支援	18
イ 障害児教育の充実	18
ウ 社会的自立に向けた支援	18
エ 住みよい環境の整備	18
オ 障害者差別解消法の周知	18
5 同和問題	19
(1) 現状と課題	19

(2) 施策の方向	20
ア 啓発活動の推進	20
イ 人権教育の充実	20
ウ 人権文化センター活動の推進	20
6 アイヌの人々	20
(1) 現状と課題	20
(2) 施策の方向	21
7 外国人	21
(1) 現状と課題	21
(2) 施策の方向	21
ア 国際理解の促進	21
イ 外国人への情報提供の充実	22
ウ 地域環境・都市基盤整備	22
8 HIV感染者等・ハンセン病患者等	22
(1) 現状と課題	22
ア HIV感染者等	22
イ ハンセン病患者等	22
(2) 施策の方向	23
9 インターネットによる人権侵害	23
(1) 現状と課題	23
(2) 施策の方向	23
10 性的指向と性自認	23
(1) 現状と課題	23
(2) 施策の方向	24
11 さまざまな人権をめぐる問題	24
第4章 計画の推進	24
1 計画推進体制について	24
2 国・県及び関係団体との連携	24
3 計画の見直し	24
用語の解説	25
資料	29

三原市人権教育・啓発推進指針

平成 17 年(2005 年)12 月策定

平成 31 年(2019 年)3 月改定

三原市人権教育・啓発推進指針

平成 17 年(2005 年)12 月策定

平成 31 年(2019 年) 3 月改定

1 はじめに

「人権教育のための国連 10 年」※(26 ページの 7)に関する国内行動計画に掲げられているように、21 世紀は「人権の世紀」にしなければならないと言われています。この言葉には、すべての人々の人権が尊重される平和で心豊かな社会が実現することへの、願望と期待と決意が込められています。

人権は、日本国憲法で明らかにされているように、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利です。すべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、幸福に生きるために、欠かすことのできない権利として保障されています。

しかしながら、依然として続く差別事象や、国際化、情報化、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い、人権に関する新たな問題が生起しているのが現状です。

今日、我が国における重要な人権問題として、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・H I V感染者等やハンセン病患者等・刑を終えて出所した人等、さまざまな問題が課題となっています。また、インターネット上の掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等も問題となっています。

市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かでいきがいのある社会の実現をめざした取組を進める必要があります。

平成 17 年(2005 年)6 月、本市は「人権尊重都市宣言」※(25 ページの 1)及び「非核・平和都市宣言」※(25 ページの 2)を行い、その中にある「すべての人々の人権が等しく尊重され、平和で明るい社会を実現すること」を目標にしています。

本市では、このような認識にたち、次の方針に基づいて人権教育・啓発を推進します。

2 三原市人権教育・啓発推進指針の基本的考え方

(1) 指針の趣旨

三原市人権教育・啓発推進指針(以下「指針」という。)は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものです。

(2) 指針の目標

指針は、市民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもが生きがいのあ
る幸せに生活できる社会づくりを目標とします。

3 人権尊重の基本理念

人権の尊重は、市民が心豊かに暮らせるまちづくりの基本となるものであり、あらゆる人権問題の解消を図りながら、すべての市民の人権が保障される社会の形成をめざして取り組む必要があります。

三原市がめざす人権行政を推進するにあたって、「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会を実現し、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図っていくこと」を基本理念とします。

人権尊重の理念を身につけるうえで、人権教育・啓発の果たす役割はきわめて大きく、市民一人ひとりが人権の意義や重要性を知識として身につけるだけでなく、日常生活の中で人権尊重の具体的な行動ができるような人権感覚を身につけることが必要です。行政は、そのための人権教育・啓発を推進していくこととします。

その際、人権教育・啓発は、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要があります。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等について、市民から、幅広く理解と共感を得られるものであるとともに、その推進にあたっては、行政は主体性・中立性を確保することは言うまでもありません。

(1) 人権教育の推進

学校においては、子どもの発達段階に即し、教育活動全体をとおして人権尊重の精神の醸成を図り、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。また、地域社会・民間企業等の事業所においては、人権意識の高揚をめざし、学習機会の充実に努めます。家庭では、家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実に努める等、家庭教育への支援に努めます。

(2) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、基本的人権の尊重とあらゆる人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図るため、さまざまな啓発活動を推進します。

4 三原市人権教育・啓発推進計画の策定

(1) 計画の策定

指針に基づき、「三原市人権教育・啓発推進計画」を策定します。

社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向などに伴い、人権に関する新たな課題についても適切に対応することとし、必要に応じて計画を見直します。

(2) 推進体制

指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「三原市人権行政推進協議会」※（28 ページの 27）の有効機能を図ることとします。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び県との整合性を図ることとします。

(3) 関係機関相互の連携強化

人権に関するさまざまな問題についての対応が、今後ますます重要になることが予想されることから、国・県をはじめとするあらゆる関係機関・団体等との相互の連携強化を図るものとします。

人權教育・啓発推進計画

平成 17 年(2005 年)12 月策定

平成 31 年(2019 年)3 月改定

はじめに

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画に掲げられているように、21 世紀は「人権の世紀」にしなければならないとされています。このことは、世界の全ての人類共通の願いです。

本市では、「新市建設計画」の中で人権尊重の理念を基本方針として位置づけ、また、平成 17 年（2005 年）6 月には、市議会において「人権尊重都市宣言」及び「非核・平和都市宣言」が決議されました。

これまで、人権意識の高揚を図るため、さまざまな取組を行ってきましたが、依然として差別発言・インターネットへの差別書き込み等の差別事象や、国際化・高齢化・情報化等に伴う新たな人権問題が生起している現状があります。

平成 12 年（2000 年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が制定され、この法律において、人権教育及び人権啓発の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

この法律において、地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する（人権教育・啓発推進法第 5 条）こととされており、本市が今後実施する人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため「三原市人権教育・啓発推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しましたが、策定から 13 年を経過し、新たな法律などが制定されたこと、また新たな人権問題もクローズアップされる中、このたび改定を行うこととしました。

推進計画の改定にあたっては、三原市が平成 29 年（2017 年）10 月に実施した「三原市人権問題市民意識調査」（以下「人権問題市民意識調査」という。）の結果を基礎的資料としました。

今後は、この計画に沿って、人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発を推進し、差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めることとします。

第1章 推進計画の基本的考え方

1 推進計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

推進計画は、本市における人権意識の現状を明らかにするとともに、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、互いに尊重し合い、だれもがいきいきと暮らすことのできる都市の建設と、平和で明るく豊かな文化のまちづくりのため、今後取り組むべき人権教育・啓発の方向を示すために策定するものです。

(2) 基本理念

人権とは、すべての人間の尊厳にもとづいて、生まれながらに有する侵すことのできない固有の権利です。

また、人権尊重とは、人権がすべての人の固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、互いに人権を尊重し合い共に生きていくということです。

三原市がめざす人権行政を推進するにあたっては、「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会を実現し、だれもがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図っていくこと」を基本理念とします。

(3) 基本目標

推進計画は、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもがいきいきと生活できるまちづくりを目標とします。

2 推進計画策定の背景と経緯

(1) 国際的動向

国際連合は、昭和23年(1948年)差別撤廃・人権確立によって、人類共通の願いである恒久平和の実現をめざすため「世界人権宣言」を採択しました。

その後「世界人権宣言」の理念を実現するため、昭和40年(1965年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下「人種差別撤廃条約」という。)」※(25ページの3)、昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)」※(25ページの4)、平成元年(1989年)には「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)」※(25ページの5)、平成18年(2006年)に「障害者の権利に関する条約(以下「障害者の権利条約」という。)」を採択しました。

また、これらの諸条約の採択とともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」「国際高齢者年」「国連婦人の10年」※(26ページの6)及び「障害者のための国連10年」等の施策により、人権が尊重される国際社会の実現をめざす取組を進めてきました。

こうした流れを受け、人権教育を通じ個人の尊厳を確立し、世界平和の礎を築くため平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定めるとともに、人権意識を高め、理解を深めるための具体的戦略・計画としての「人権教育のた

めの国連10年」を採択しました。

(2) 国・県の動向

わが国は、昭和31年(1956年)に国際連合に加入し、国際連合が提唱するさまざまな国際年にも積極的に取り組むとともに、昭和44年(1969年)には、わが国固有の人権問題である同和問題の解決のための時限立法措置を講じ、部落差別の解消を図ってきました。

また、国際的な取組の流れの中で「人種差別撤廃条約」をはじめとする人権諸条約を批准してきました。

平成7年(1995年)、政府は「人権教育のための国連10年」を受けて内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年(1997年)「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画※(26ページの8)を策定しました。計画では、さまざまな文化や異なる考え方を受け入れ、ともに生きることが必要であり、学校教育のみならず生涯にわたっての教育の推進など、さまざまな取組が推進されてきました。

また、平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」※(26ページの9)の施行にもとづき、「人権擁護推進審議会」が設置され、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責任を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした「人権教育・啓発推進法」を平成12年(2000年)に制定しました。平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23年(2011年)4月に改定しています。

さらに、平成28年(2016年)4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。）」、平成28年(2016年)6月3日「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、そして平成28年(2016年)12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(以下、「部落差別解消推進法」という。）」、いわゆる人権三法を制定しています。

広島県においては、平成14年(2002年)5月に人権教育・啓発についての基本方針を示す「広島県人権教育・啓発指針」、続いて11月に「広島県人権啓発推進プラン」12月には「広島県人権教育推進プラン」を策定し、平成28年3月には、「広島県人権啓発推進プラン」を改定しました。

(3) 本市の取組

本市においては、国、県の人権推進の流れを受け、推進計画を総合的、効果的に推進するため、平成17年(2005年)5月、「三原市人権施策推進協議会」※(26ページの10)を設置しました。

また三原市において、平成29年(2017年)10月に実施しました人権問題市民意識調査から、人権問題に対する市民意識はまだ十分でないことが明らかになりました。

人権尊重は、市民が心豊かに暮らせるまちづくりの基本となるものであり、あらゆる人権問題の解消を図り、すべての市民の人権が保障される社会の形成をめざして取り組むことが必要です。

3 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権が尊重されるためには、個人がそれぞれ自立した人として尊厳が保たれ、かつ個性と能力が十分発揮できる社会をつくる必要があります。

また、私たちは同じ人間であっても人種、信条、性別、社会的身分又は門地等さまざまな違いがあります。その違いをお互いが認め合うことで、ともに生きていく社会をつくるのが大切です。

4 人権教育・啓発の推進の基本的な姿勢

市民一人ひとりが人権の意義や重要性に対して知識の習得だけでなく、日常生活の中で、常に人権尊重に立った行動ができる感覚が身につくようにします。

このため、地域社会、学校、職場等での学習機会を確保するとともに、だれもが参加しやすく主体的に学習できるよう、身近な問題等を取りあげ、内容の充実を図ります。

その際、押し付けにならないように、市民の自主性を尊重することが大切で、さらに、行政や教育の主体性、中立性を確保したうえで実施します。

また、人権問題は社会環境の変化にともない、さまざまな形で新たに発生する可能性があるもので、こうした問題に的確に対応しながら継続的に取り組むこととします。

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

これまで実施してきた啓発により、人権問題に対する市民の理解と意識は一定程度深まっているもののなお十分とはいえず、人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政をはじめ市民一人ひとりが人権に関する正しい知識をもち、日々の努力を継続していく必要があります。

そのためには、市民一人ひとりの積極的な取組が家庭、地域社会において促進されるよう、人権学習の充実に努めることとします。

参加者の減少・固定化という課題もあり、多様な学習方法や参加したいと思うような講師やテーマの選定に留意する必要があります。実施にあたっては、行政主導型ではなく、地域の各種団体等の主体的な開催がより効果的な学習会となることが考えられるので、そのための支援をします。

(1) 家庭における人権教育

家庭において、人権尊重の意識を育むうえで、子育てや育児、介護、家事等へ男女共同での取組等、家族全員の実践を通して豊かな心を育むことが重要です。

このため、家庭における人権教育が推進されるよう、家庭教育に関する情報提供を行うとともに、子育てへの支援や不安に対する相談体制の充実など、家庭に対する支援策の充実に図ります。

(2) 地域社会における人権教育・啓発

地域社会において、すべての人々がお互いの人権を尊重し合い、ともに生きがいをもって豊かに暮らせる環境をつくることが重要です。

このため、地域社会、家庭が連携して人権に関する教育、啓発に取り組むことができるよう社会教育関係団体等の活動を支援していくとともに、地域住民の相互理解を深める各種の交流活動やボランティア活動への支援などを行います。

また、公民館や人権文化センターなど地域住民が活用できる身近な施設を、人権教育・啓発の拠点として機能するよう努めます。

(3) 学習機会の充実

さまざまな家庭教育や社会教育の場において、人権に関する学習機会の充実に努めることが重要です。そのためには、身近なテーマなどを具体的に取り上げるなど、学習内容に創意工夫を凝らします。

(4) 指導者の養成

地域社会における人権教育・啓発にあたっては、さまざまな人権問題に対応できる指導者の養成が重要です。そのためには、人権教育・啓発の要となる人材を育成するための研修を推進します。

2 学校等における人権教育の推進

学校・幼稚園・保育所等においては、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることをふまえ、各教科をはじめ特別活動や集団生活及び遊びを通じて、お互いをかけがえのない人間として

尊重する心や、お互いの個性を認め合う心を育て、「いじめ」などの人権侵害を許さない実践力の育成を図る必要があります。

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育

学校教育の場において、人権教育の意識を高め一人ひとりを大切にした教育を推進することが必要です。そのため、学校教育の場では、体験・参加型の学習を取り入れるなど効果的な学習方法や指導方法の改善、工夫をします。

(2) 教育に携わる人たちの資質向上を図る研修の充実

人権教育を推進していくうえで、大切なことは教育に携わる人たちが豊かな人権感覚を身に付け、相手に接することです。

そのため、学校教育の場で職務や経験年数に応じた研修を計画的かつ継続的に実施します。

(3) 家庭、地域との連携

人権教育の一層の充実を図るためには、家庭、地域と緊密に連携し、それぞれの教育機能を十分に生かしながら、人権教育の正しい認識と理解がより深まるよう教育活動の充実に努めます。

3 企業等における人権教育・啓発の推進

企業等の人権問題の解決に果たす社会的役割は極めて大きいと同時に重要な責任を担っています。

職員の採用及び配置昇進にあたっては公正が保たれるとともに、人権尊重が確保されるよう一層の努力が望まれます。このため、企業等において自主的、計画的、継続的な啓発活動が求められています。

推進にあたっては、企業間との連携はもとより、より具体的なテーマでの研修が効果的であるため、方法等について十分配慮する必要があります。

(1) 企業等における人権教育・啓発の推進

企業は、その存在、企業活動、営業活動などを通じ、地域や市民と深いつながりを持っており、その社会的役割と責任を自覚し、人権尊重の確立された職場環境を整備する必要があります。

特に、その社会的責任についての自覚にもとづく行動が求められ、男女共同参画社会の実現、男女雇用機会均等法の定着、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の施行、さらにはさまざまな理由で就職が困難とされる人々の採用選考、任用などに関しても、基本的人権に配慮した適切な対応が強く求められています。

また、さまざまなハラスメントを防止し、企業関係者の人権意識の高揚を図るためには、企業内研修を通して人権教育・啓発に取り組むことにより、お互いの基本的人権を尊重し合う民主的な職場づくりが必要です。

行政は、企業内研修への講師派遣、研修材料としての「啓発リーフレット」※（26 ページの11）等の作成・配布等の援助及び取引業者等人権問題研修会などへの参加要請、三原市人権推進企業関係者協議会への入会要請など企業との連携をより深め、ともに人権教育・啓発を推進していきます。

第3章 個別重要課題への対応

1 女性

(1) 現状と課題

国連は、昭和54年(1979年)「女子差別撤廃条約」の採択をはじめとして、国際社会における女性への人権確立に貢献してきました。

わが国では、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機とした国際社会における取組や「女子差別撤廃条約」の批准、また平成8年(1996年)に策定した「男女共同参画2000年プラン」にもとづき、具体的施策の推進を図ってきました。

また、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行、平成12年(2000年)に「男女共同参画基本計画」を策定し、国、地方公共団体、国民に男女共同参画社会の形成に向けての責務が定められました。

広島県でも「広島県男女共同参画推進条例」と「広島県男女共同参画基本計画」を定め、国とともに男女共同参画社会の実現を推進しています。

本市としても、平成23年(2011年)3月に三原市男女共同参画推進条例を施行、また平成29年7月に男女共同参画第3次プランを作成し、実質的な男女平等の実現に向けてさまざまな取組がなされてきました。しかしながら、人々の意識や行動、男女の固定的な役割分担意識が今もなお根強く残っているなど、家庭・地域・学校・職場等における男女平等の実現には、まだまだ多くの課題が残っています。

人権問題市民意識調査においても、女性の人権侵害の問題として一番多く指摘されたのが「家庭内での家事や育児の分担の割合が高い」56.1%、次いで「採用・昇給・昇任などにみられる男性との差」38.5%、第3位に「職場での仕事の内容や「セクシュアル・ハラスメント」※(27ページの12)」20.2%、「町内会などでの女性の役割や仕事の分担」19.5%、そして「ポルノ、買春などにみられる性の商品化」18.1%とつづいています。

また、「性別役割分担意識の解消」が男性34.1%に対し、女性40.2%と6.1ポイント高いことは、「性別役割分業」の否定と、現在の「ジェンダー」※(27ページの13)観への批判であります。

さらに、「女性への暴力等の犯罪に対する取り締まり強化」が女性27.6%、男性35.8%と高い数値を示しており、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」※(27ページの14)などへの抗議の現れといえます。

引き続き男女共同参画の視点に立った施策の推進や就労環境の整備、女性に対する人権侵害の防止に向けた施策の充実が必要です。

また、三原市男女共同参画第3次プランでは、「認めあい ともに歩もう 多幸のまちみはら」を将来像に描き、環境づくり、安心・安全づくり・人づくりを基本目標に定めています。

(2) 施策の方向

ア 男女共同参画社会の促進

これまでの固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がお互いの個性と能力を尊重しあい、協力しながら活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりがお互いの違い

を認め合い、苦勞も喜びもともに分かち合っていくことで、誰もが幸せをしっかりと感じることをできるよう意識の改革が不可欠です。このため家庭・地域・職場などあらゆる場で一層の学習活動や啓発活動に努めます。

イ 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力とは、他人か身内かを問わず、身体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらすことなどをいい、性犯罪、売買春、DV、セクシュアル・ハラスメントなどを含む広い概念のものです。

こうした女性に対する暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ、自由を制約するものであり、あらゆる面において、被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼすことから、その根絶に向けての取組を進めるとともに、女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成のため、一層の啓発に努めます。また、こうした被害についての相談・支援の体制の充実を図ります。

ウ 就業の場における男女共同参画の実現

産業構造の変化や高学歴化を背景とした女性の就業意欲や経済的自立意識の高まりにより女性が就労しやすい社会が求められています。このような社会の動向により、「男女雇用機会均等法」※（27 ページの 15）や労働基準法が改正され、男女の均等な就労機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できる条件整備がされました。

働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、男性も家庭的責任を担い、男女がともに仕事と家庭を両立し、安心して子どもを産み育てることができ、かつ社会で活躍できる環境づくりを促進するための施策を行っていきます。

さらに、仕事や社会活動と子育てが両立できるよう、保育事業の機能充実に努めていきます。

2 子ども

(1) 現状と課題

国連において、昭和 34 年（1959 年）に「児童の権利宣言」が採択され、児童に特別の保護を与えることの必要性が明確にされました。さらに、平成元年（1989 年）には「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」が採択されました。この条約は「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる。」こととしています。

つまり、子どもたちを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力をもつ大人と対等な一人の人間として捉え、発達段階に応じてその権利を行使しながら、社会に参加していく存在であると位置づけています。

わが国においても、昭和 22 年（1947 年）に「児童福祉法」が、昭和 26 年（1951 年）には「児童憲章」が定められるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。「子どもの権利条約」についても、その意義を踏まえ、平成 6 年（1994 年）に批准を行いました。

本市におきましても、これまで、児童の健全育成や子育て支援、保護を必要とする児童の対策などの施策を推進してきました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く環境は、出生率の低下、核家族化や都市化の進展、生活様式の多様化などにより多くの課題がみられます。また、いじめの増加・陰湿化・少年非行の低年齢化・凶悪化・性の商品化など子どもを育てるうえで多くの困難が生じています。

人権問題市民意識調査においても、子どもの人権侵害として問題にされている第1位は、「仲間はずれや無視などのいじめをしたり、させたりすること」の66.5%と「いじめ」に関する問題が極めて多くあります。ついで、「子どもが意見を言う機会を奪うこと」の42.4%、「児童買春、児童ポルノ等の犯罪」の33.5%、「進学や就職に際して、子どもの意見を親が無視すること」の33.3%となっています。

このような状況を踏まえ、子どもと子どもを取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、子どもが健やかに育ち、子育てに夢を持てる環境づくりのための取組をすすめるとともに、平成17年（2005年）に「次世代育成支援行動計画」を策定し、また、近年急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、子育てをめぐる環境は著しく変化しているなかで、平成27（2015）年4月より子ども・子育て支援新制度がスタートしており、幼児期の教育・保育の量的・質的確保と地域における子育て支援の充実を図るために「三原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、職場における子育ての支援、母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進の取組等、より充実した子育て支援を総合的に推進しています。

「三原市子ども・子育て支援事業計画」は、「子どもがのびのびと育ち、子育てが楽しいことを実感できるまち・みはら～未来を担うすべての子どものために、みんなでつどう・つながる・ささえあう～」を基本理念に定め、5つの基本目標にそって施策をおこなっています。

(2) 施策の方向

ア 「子どもの権利条約」の普及啓発

平成元年（1989年）の国連で採択された「子どもの権利条約」は子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することをめざしています。

家庭、学校、地域などあらゆる場を通じて、基本的人権尊重の精神の徹底を図り、さらにPTAや他の社会教育団体等と連携し、保護者や地域の人たちへの啓発に努めます。

イ いじめ問題の解決

いじめは、児童・生徒の人権にかかわる重要な問題であり、この問題を防ぐためには、幼児期から発達段階に応じた人権意識の向上を図ることが極めて大切です。家庭教育、学校教育などの場で、児童・生徒一人ひとりを大切にされた個性を生かした教育を行うとともに、体験活動や集団活動などを通じて、子ども一人ひとりが自分の人権と、相手の人権も尊重することができるような社会性の育成に努めます。

また、スマートフォンの普及などに伴い、子どもがインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれるおそれが高まっている一方、いわゆるネットいじめも問題となっています。

さらに、いじめ問題の対応については、学校で組織的にその解決に当たるとともに、保護者や地域の人たちとの連携・協力の強化を図りながら、インターネットなどを適正に利用する啓発を行っていきます。

ウ 児童虐待の根絶

児童虐待は、それを受ける児童にも、虐待する側にもそれぞれ深い傷を残すものであり、社会全体で発生防止、早期発見・早期対応が極めて重要です。そのため、増加し続ける児童虐

待に対応するため、平成16年(2004年)に児童福祉法等が改正され、市町村が児童虐待の第一次の通告・相談窓口とされ、本市においても、平成17年(2005年)4月から通告・相談窓口を設置しています。

平成28年(2016年)には再度児童福祉法が改正され、児童福祉法理念の明確化、児童虐待の発生子防、虐待発生時の迅速・明確な対応、被虐待児童の自立支援などが施行されました。

また本市では、児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が情報交換や支援内容の協議など適切な連携のもとに早期発見、早期対応に努めます。

さらに、子育て世代包括支援センター「すくすく」では、保健師、保育士、家庭児童相談員などの専門職を配置し、妊娠期から子育て期まで育児・健康などの相談に応じることで、育児ストレスや悩みを抱える親の支援に努めます。このほか、引き続き地域子育て支援センターや児童館等への参加、案内等を働きかけて子育て仲間づくりを促進していきます。

エ 子どもの健全育成

子どもたちは、家庭や学校のみならず、地域での多様な人とのふれあいの中で健やかに成長するものであるため、親をはじめ、すべての大人が子どもの人権についての意識を高め、正しく理解するよう広報・啓発の推進に努めます。

子どもたちの健全育成を図るには、健全な家庭づくり、多様な育成活動・自主活動等の充実及び推進等が大変重要になります。

そのため、セミナー等の開催により、親の学習機会の拡充を図るとともに、親子のふれあいや子育て家庭の交流を促進し、育児への情報提供に努めます。

オ 子どもの貧困対策

平成26年(2014年)1月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもが持つ様々な権利や機会が貧困により、剥奪されることを食い止め、さらに親から子に貧困状態が引き継がれる、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るための取組の推進が行われようとしています。

3 高齢者

(1) 現状と課題

わが国においては、今や平均寿命80歳を超える、世界においても長寿国になり、平成30年(2018年)には4人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来しています。本市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)は、平成29年(2017年)10月1日現在33.42%であり、全国平均より約5.78%高く、今後はより高齢化が進行すると見込まれています。

よって、介護を必要とする高齢者は増加することが見込まれ、日常生活を送るために介護が必要な人が適切にサービスを受けることができるよう、社会全体で高齢者を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年(2000年)4月から開始されました。

反面、平均寿命の伸びとともに、生涯現役をめざして活躍する高齢者も増加しており、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる長寿社会を構築していくことが重要な課題となっています。

人権問題市民意識調査において、「高齢者の人権について、どのような問題があると思います

か」の問いに対して、「高齢者とともに暮らす社会になっていない」という観点からの意見が多数を占めています。

例えば、「経済的に自立が困難なこと」41.2%、「高齢者が暮らしやすいまちづくりが十分でないこと」37.3%、ついで「病院や施設での看護や介護における嫌がらせや虐待」35.6%、「振り込め詐欺等の悪徳商法による犯罪被害」29.9%、「持っている知恵や経験が十分に生かされていないこと」23.1%、「働く場が十分でないこと」22.9%となっています。

本市では、平成30年（2018年）3月に策定した第7期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で、「健やかに暮らせる人に優しいまち～住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまち～を基本理念に掲げ、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進することとしています。

高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害、社会参加の困難性などが人権問題市民意識調査などから指摘されています。

高齢者に対する誤った先入観や固定観念を改め、すべての高齢者が一人の人間として尊重され、社会を支える一員として生きがいをもって主体的に社会参加でき、自立した生活を送ることができるような体制をつくる教育・啓発に努める必要があります。

(2) 施策の方向

ア 高齢者の社会参加の推進

生涯学習等を通じて高齢者が趣味や生きがいのある生活を送れるように支援するほか、地域活動やボランティア活動への社会参加を積極的に推進します。また、元気で意欲のある高齢者が働くことのできる地域社会づくりを進めます。

イ 地域生活を支える体制の整備

地域の課題を我が事として丸ごと受け止め、助けあうことのできる共生社会を目指すために、住民互助の地域づくりを推進し、地域の多様な主体による見守り活動や集いの場の運営を支援します。

住民互助では解決できない課題に対応するために、高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談支援体制を強化するとともに、在宅医療・介護関係者の連携の充実を図り、途切れることのない支援体制を深化させます。また、身体機能が低下しても住み慣れた地域で安心して自立した暮らしが継続できるよう、「グループホーム」※（27ページの16）等の介護保険施設をはじめとした多様な施設の利用促進を図ります。

ウ 人権侵害の未然防止

高齢化により認知症高齢者は増加することが予測されます。認知症となっても、地域においてその人らしい生活を過ごすことができるよう、認知症に対する市民の正しい理解を促進するための啓発講座を開催するとともに、認知症を地域でサポートする人（認知症サポーター）の養成に努めます。

認知機能や、身体機能の低下により虚弱となった高齢者に対する虐待は、その生命を脅かす重大な問題です。市民や医療・介護関係者を対象とした虐待防止講演会を開催するなど啓発に努め、高齢者虐待を未然に防止します。

また、虐待事案が発生した場合は、周囲の人が早期に気づき、疑いの場合であっても市や警察に通報することが「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法

律（平成 18（2006）年 4 月施行）（高齢者虐待防止法）」で義務付けられています。虐待防止のために市民がとるべき行動について啓発を図るとともに、通告を受けた場合は、迅速・適切に対応できるよう、関係者による虐待防止ネットワークを強化します。

エ 権利擁護の推進

認知機能が低下した人等は、日々の金銭管理や様々な手続きが難しくなることも少なくありません。また、悪徳商法や犯罪に巻き込まれる危険性が高くなっています。

これらに対応するために、「福祉サービス利用援助事業（かけはし）」、「成年後見制度利用支援事業」などの権利擁護事業や、消費者被害に対応するために消費生活相談等があります。情報を市民に広く周知するための広報活動を継続するとともに、高齢者相談センター（地域包括支援センター）等により、必要な事業・相談窓口へのつなぎ支援を行います。

また、権利擁護の強化を図るために、関係機関とのネットワークを充実させていきます。

4 障害者

(1) 現状と課題

国連において、障害者の完全参加と平等をテーマに昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」としたほか、「アジア太平洋障害者の 10 年」平成 5 年（1993 年）～平成 14 年（2002 年）などさまざまな取組が進められてきました。

国においても、平成 18 年（2006 年）に国連総会で採択された「障害者の権利条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、「障害者差別解消法」などの法整備を行ってきました。

また、これら一連の国内法の整備を経て、平成 26 年（2014 年）1 月に障害者の権利に関する条約が批准され、障害のある人の権利の実現に向けた取組が、一層強化されることになりました。

本市においては、障害者の高齢化や援助へのニーズの変化、人権の擁護と生活の質の向上など時代の変化に対応するため、人にやさしいまちづくりや、豊かな地域生活のため「第 5 期三原市障害者プラン」において、「ひとりの市民として普通に暮らせるまちづくり」を基本理念に総合的な地域支援システムの構築に努めています。

また、障害者自身の主体性、自主性を尊重し、基本的人権を持つ一人の市民として積極的に社会参加でき、その能力が十分発揮できるよう施策を推進しています。

障害のある人に対する誤解や偏見など、理解と認識は十分とはいえず、障害者の社会復帰、自立及び社会参加が困難である場合も多く、また、障害のある人に対する差別や虐待などの人権問題も発生しています。

人権問題市民意識調査においても、「障害者の人権について、どのような問題があると思いますか」の問いに「就職、職場で不利な扱いを受けること」47.4%、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」37.4%、「職場、学校、地域のなかで合理的な配慮を受けられないこと」28.7%となっています。

また、障害者に対する悪質な差別といわれる「入居・入店が困難な施設が多いこと 23.4%、「結婚に際して、周囲から反対をうけること」21.7%なども指摘されています。

(2) 施策の方向

ア 地域生活の支援

障害者の自立と社会参加を進めるため各種施策・事業の充実を図るとともに、地域における障害者の自立を支援する体制の整備を進めていきます。

また、障害者の完全参加と平等の実現や障害者に対する差別、偏見の解消及び人権侵害の発生防止に向けた取組を推進します。障害者が差別や虐待・暴行を受けるなどの人権侵害からの救済を図るための相談体制を充実するとともに、障害者の権利擁護のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を推進します。障害者の自立と社会参加をより一層推進し、「リハビリテーション」※(27 ページの 17)と「ノーマライゼーション」※(27 ページの 18)の理念を実現するため積極的に啓発・広報活動を進めます。また、障害者に対する理解と認識を推進するため、学校等における障害者に対する理解を深める教育を推進し、障害者との交流の機会をさらに深めてまいります。

イ 障害児教育の充実

知的障害児に対して、その乳幼児期において適切な対応を行うことは、望ましい成長発達を図るうえで著しい効果があるといわれています。

現在、保育所等において、集団保育が可能な障害児を受け入れ、その機能回復を図っていますが、さらに幼稚園への障害児の受け入れを推進するとともに、早期療育の一層の充実を図ります。

ウ 社会的自立に向けた支援

障害者の社会的自立を促進するため、多様な就労の場の確保、各種助成制度の充実等きめ細やかな障害者対策を推進します。

また、社会参加促進事業や障害者就労支援事業等の充実により自立に向けた支援を推進するとともに、障害者就労支援事業所と企業との連携による能力開発等の充実を図り、障害者の人権が保障された就労の確保に努めます。

エ 住みよい環境の整備

障害者が安心して自立した生活や積極的な社会参加ができるような、障害者に配慮したまちづくりをめざします。

建物や道路等、障害者に配慮した構造の改善や「ユニバーサルデザイン」※(27 ページの 19)化をさらに進め、障害者の自立と社会参加を促進します。

オ 障害者差別解消法の周知

障害者差別解消法の周知や啓発等を行い、理解を深め、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しつつ共生する社会や障害を理由とする差別のない社会の実現をめざします。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、人権普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

昭和40年（1965年）に出された「同和対策審議会答申」※（28ページの20）は「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と規定しました。この答申を受けて昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題の早期解決を図るため、住環境整備から啓発事業まで広範な同和対策事業が実施されてきました。

昭和57年（1982年）には「同和対策事業特別措置法」が「地域改善対策特別措置法」にかわり、昭和62年（1987年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」が施行され、事業が実施されてきました。

平成8年（1996年）の「地域改善対策協議会意見具申」や平成9年（1997年）の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、今後の同和問題に関する差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構成され、その中で、同和問題を人権問題の重要課題として捉え、この問題固有の経緯等を十分に認識する中で取組を推進することとされています。

また、平成11年（1999年）には、平成8年（1996年）に制定された「人権擁護施策推進法」にもとづき国に設置された人権擁護推進審議会において「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。答申では、同和問題をはじめわが国のさまざまな人権問題の存在が明らかにされるとともに、啓発実施主体の役割と連携、人権教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸施策について提言がなされました。

平成14年（2002年）3月、「地対財特法」が期限切れとなり、これまでの特別対策としての同和対策から、一般対策への移行という大きな転換期を迎えましたが、法の期限切れが同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではありません。しかし、実際には財政的な施策がなくなったことにより、終了したかのような側面もあります。

そういった状況のなか、平成28年12月に、「部落差別解消推進法」が施行され、法律に部落差別が今なお存在していること、国や地方自治体の差別の解消に向けての責務などが明記されました。今後は国の動向に注視していく必要があります。

人権問題市民意識調査においても、「部落差別はまだ存在している」28.7%で、市民の約3割が、まだ部落差別は解消していないと認識しています。また、「わからない」という回答が半分強をしめており、前回調査と比べて約2倍に増えています。その理由として、「差別意識をなくすための教育・啓発が不十分」53.5%、「同和問題に関する話題を避ける」47.9%、「同和地区出身者に対する偏見が強く、市民の人権意識が低いから」46.5%となっています。

このような状況から、同和問題に関する偏見や差別意識の解消と早期解決に向けた教育・啓発活動を引き続き推進していくことが必要です。

(2) 施策の方向

ア 啓発活動の推進

市民一人ひとりが同和問題を正しく理解、認識し、偏見や差別意識の解消を図るため、あらゆる機会を通じて市民啓発を推進します。

本市においては、人権講演会の開催や市広報による人権啓発活動をはじめ、啓発冊子、啓発リーフレット、「人権ライブラリー」※（28 ページの 21）での貸出し等を実施していますが、内容の充実に努めます。

同時に、企業や町内会、その他各種活動団体等で実施される人権研修会に講師派遣などの取組をします。

また、「部落差別解消推進法」の周知や啓発を行い、法律の認知を上げ理解を深め、日常生活の差別を解消し、人権を擁護するため、国、県等の関係機関と連携、協力するとともに、人権相談及び生活相談業務等の充実に努め、法律の趣旨に沿った活動をします。

さらに、身元調査等における戸籍等の不当な取得を抑止する目的の「登録型本人通知制度」※（28 ページの 28）の加入を促進するために、市民への加入の周知と啓発にむけた活動をします。

イ 人権教育の充実

学校においては、子どもの発達段階に則し、教育活動全体をとおして人権尊重のかん養を図り、一人ひとりを大切にす教育を組織的・計画的に推進します。

地域においては、各種講座など社会教育のあらゆる機会を通じて、同和問題に関する教育の推進を図ります。

家庭においては、家族のふれあいや親子の会話を通して、同和問題の不合理、矛盾について理解が深められるよう努めます。

また、啓発における指導者の専門性の向上と指導力の強化を図るための養成・研修を推進します。

ウ 人権文化センター活動の推進

人権文化センターにおいては、地域社会全体の中で、人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれた「コミュニティセンター」※（28 ページの 22）としての取組等が行われ、人権尊重の意識の高揚を図るうえで重要な役割を担っており、これまでの経緯を踏まえ、今後ともその活動の充実に努めます。

また、各地域のコミュニティセンター等においても、人権啓発の住民交流の拠点となるよう連携を深めることとします。さらに、同和問題に関する人権課題が発生したときには、人権侵犯事件として適切な解決を図るとともに、関係団体との連携を図ります。

6 アイヌの人々

(1) 現状と課題

日本には、古くからアイヌの人々が、北海道に先住民族として住んでいました。現在においても、アイヌ語等をはじめとする独自の伝統や文化を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りであるその伝統や文化は、江戸時代の松前藩による支配、明治政府の風俗を改めることや日本語の使用の強要などの同化政策により、多くが失われ人口も激減した歴史が

あります。

今日、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準は、これまでの北海道ウタリ福祉政策の実施等により向上はしてきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

このような状況の中、平成9年(1997年)、アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現を図り、併せてわが国の多用な文化の発展に寄与する目的で「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

こうした動向を踏まえ、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めることが必要です。

(2) 施策の方向

アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、アイヌ語やアイヌ伝統文化に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の人権を尊重するための人権教育・啓発を推進します。

7 外国人

(1) 現状と課題

本格的な国際化時代を迎え、本市においても外国人来訪者や登録者が年々増加しています。本市の平成30年(2018年)3月末現在の外国人登録者数は1,956人で、平成17年(2005年)3月末の外国人登録者数は1,121人で増加率は74.5%であり、かなり高い数値を示しています。国別の内訳としては、中国籍568人、ブラジル籍117人、韓国籍92人、その他に29ヵ国1,179人となっています。

このように外国人の増加にともない、言語、文化、習慣等の違いによる誤解などから、近隣住民との摩擦が生じたり、理解が不十分であることによる外国人に対する差別や偏見などの人権問題が生じています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動を公然と行う「ヘイトスピーチ」が問題となり平成28年(2016年)6月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

人権問題市民意識調査においても、「日本に居住している外国人の人権についてどのような問題がありますか」の問いには、「文化や社会事情の違いによるトラブル」58.8%と最も高く、ついで「風習・習慣の違いによる様々な不利益」37.3%、「就職・職場での不利な扱い」19.8%となっています。

こうした中、国籍や民族を問わず、すべての人が同じ人間として尊重し合い、異なる文化や生活習慣、価値観に対する相互理解を深め合い、ともに生きる社会環境を作るための人権教育・啓発を推進することが必要です。

(2) 施策の方向

ア 国際理解の促進

国際理解のための講座等が実施されていますが、引き続いての実施と内容充実の支援に努め市民が参加しやすい国際理解への機会の提供に努めます。

また、「ヘイトスピーチ解消法」の周知を行い、不当な差別的な言動がない社会の醸成をめざして啓発等を行っていきます。

イ 外国人への情報提供の充実

観光情報誌，生活情報誌など各種情報提供出版物等を充実させていくとともに，その多言語化に対応します。

ウ 地域環境・都市基盤整備

在住外国人や来訪外国人が安心して働き，学び，生活していくことができるよう，文化・スポーツ施設，観光地など外国人が多数利用する場所で，外国人にわかりやすく，親しみやすいまちづくりの促進に努めます。

8 HIV感染者等・ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

ア HIV感染者等

エイズの原因である「HIV（ヒト免疫不全ウイルス）」※（28 ページの 23）の感染経路は限られており，また，その感染力が弱いため，正しい知識をもって行動すればHIVの感染を予防することは可能ですが，全国のHIV感染者及びエイズ患者（以下「HIV感染者等」という）の数は，毎年増加している現状があります。

平成 11 年（1999 年）に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は，過去に「ハンセン病」※（28 ページの 24），HIV感染者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を踏まえ，感染症の患者等の人権を尊重しかつ適切な医療の提供を確保し，感染症対策を総合的に推進するために制定されたものです。

HIV感染者等に対する差別や偏見を解消するには，エイズがHIVというウイルスによって引き起こされる病気であり，感染症の一つに過ぎないことを正しく理解することが必要です。

人権問題市民意識調査においても，「エイズ患者・HIV感染者の人権についての問題点」の問いに第 1 位は「エイズ・HIVについて誤った情報を流す」52.6%，ついで「感染者に対する差別的言動」29.6%，「感染症に対する結婚問題での周囲の反対」「感染者に対する就職・職場での不利な扱い」の順になっています。

イ ハンセン病患者等

ハンセン病については，平成 8 年（1996 年）に「らい予防法」が廃止されるまで，不治の病気，怖い病気などという誤った認識から，患者の終生隔離を中心とした政策の中で差別や偏見が生まれてきました。

人権問題市民意識調査においても，「ハンセン病患者・回復者やその家族の人権についてどのような問題がありますか」の問いについて，「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」29.6%，「患者，回復者やその家族への差別的な言動をされること」28.7%と続きますが，一方で，「分からない」という回答が 46.0%に上っています。

「らい予防法」の廃止の意義と療養所に入所しているハンセン病患者やハンセン病元患者が円滑に社会復帰できるよう，ハンセン病に関する正しい情報を提供するなど，啓発を行うことが重要な課題です。

(2) 施策の方向

人権問題市民調査の結果では「分からない」の回答が多いことから、エイズやハンセン病などの感染症に対する正しい理解と認識を深め、患者・感染者やその家族の人権と「プライバシー」※（28 ページの 25）が守られ、差別されることなく地域社会の中で、いきいきと生活できるような環境を育むための人権教育・啓発を推進します。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの急速な普及により、ホームページ、BBS（電子掲示板）、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などを利用する人が増えています。これらの特性として匿名性、情報発信の容易さなどがあげられ、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど様々な問題が発生しています。

国においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 14 年（2002 年）5 月施行）により、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できます。また、「個人情報保護に関する法律（平成 17 年（2005 年）4 月施行）により、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務が規定されており、本市においても、「三原市個人情報保護条例」（平成 17 年（2005 年）3 月施行）により、市の機関が保有する個人情報の適正な取り扱いを行っています。

人権問題市民意識調査においては、「インターネットを使った人権侵害についてどのような問題があると思いますか」の問いに、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」63.8%、次いで、「プライバシーに関する情報が掲載されること」55.0%、「差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」36.9%と続いています。

(2) 施策の方向

インターネットは、生活の一部と化している現状から、情報の規制をすることは難しいですが、インターネットの情報を定期的に閲覧し、差別を助長するようなことについては削除要請などをしていくことに努めます。また、「メディアリテラシー」※（28 ページの 26）の啓発や教育にも力を入れ、受信者として情報を見抜く力や、発信者としては様々な視点をもとに情報を発信し、ひとつの意見に偏らないように啓発や教育をすることに努めます。インターネット上における、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を行います。

10 性的指向と性自認

(1) 現状と課題

性的指向と性自認に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになること」に対しては、根強い偏見や差別があり苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とところの性の食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

LGBT 等と表現することもあり、L は女性同性愛者（レズビアン Lesbian）、G は男性同性愛者（ゲイ、Gay）、B は両性愛者（バイセクシャル、Bisexual）そして、T は身体と心の性別に違和感のある人（トランスジェンダー、Transgender）の頭文字の組み合わせです。

公的な調査結果はありませんが、近年さまざまな調査が行われており、ある調査では日本人

では約 20 人に 1 人くらいの割合で LGBT の人がいるといわれています。(※公益社団法人 人権教育啓発推進センター 職場の人権 基本の「き」より)

人権問題市民意識調査においては、「同性愛、両性愛等といった性的指向に関する人権について、どのような問題がありますか」の問いについて、「差別的な言動をされること」45.0%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」33.7%、そして、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が続いています。

(2) 施策の方向

この問題については、まず LGBT の人が身近にいる可能性があることを認識する必要性があります。性の多様性が認められ、それぞれの人の生き方が尊重される社会を形成されるような啓発と教育を行っていきます。また、公共施設のトイレ等のジェンダー観が問われる施設のあり方も、三原市人権行政推進協議会などで方向性などを示していくように努めていきます。

性的指向や性自認などに関する相談に応じるとともに、県の専門窓口などと連携を取りながら、相談体制の充実を図っていきます。

11 さまざまな人権をめぐる問題

その他、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス、東日本大震災被災者や北朝鮮によって拉致された被害者などさまざまな人権問題があります。

このような問題についても、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、関係機関等を中心に正しい知識の普及や啓発の推進に努めます。

また、社会情勢の変化にともない新たな問題も生じており、これらについても、この推進計画の趣旨に沿って対応します。

第 4 章 計画の推進

1 計画推進体制について

推進計画を総合的、効果的に推進し、市民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、「三原市人権施策推進協議会」及び「三原市人権行政推進協議会」を中心に全庁的な取組を進め、機能を有効に作用させ関係課相互の緊密な連絡調整を図ります。

2 国・県及び関係団体との連携

推進計画の推進にあたっては、広範な取組が必要であり、国及び県との整合性を図りながら、近隣市町村及びその他の公的機関や企業・民間団体等と緊密に連携し合い、人権尊重の社会を実現するための取組を行います。

3 計画の見直し

人権問題は社会情勢の変化等により、新たな問題も発生してきます。時代の要請、ニーズに合った施策の実施に努めると同時に、策定後 10 年で内容の見直し改定を行います。

《用語の解説》

1 「人権尊重都市宣言」

平成 17 年（2005 年）6 月 28 日に三原市議会が決議した人権尊重都市宣言です。内容はつぎのとおり。「人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。

私たちは、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、人権意識の高揚を図り、民主的な社会の建設に努め、平和で明るい豊かな文化のまちづくりを目指してきたところである。

しかしながら、社会経済情勢の多様化などは、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、思想・信条・性別・社会的身分・門地等による多くの人権侵害の事象が後を絶たないのもまた事実である。

よって、三原市議会は、日本国憲法の基本的人権尊重の原則に基づき、すべての人々の人権が等しく尊重され、平和で明るい社会が実現することを願って、ここに三原市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。」

2 「非核・平和都市宣言」

平成 17 年（2005 年）6 月 28 日に三原市議会が決議した非核・平和都市宣言です。内容はつぎのとおり。「平和で豊かな社会の実現は、全世界の人々の願いである。今日の世界情勢は、軍縮の流れに変わろうとしているとはいえ、今もなお核兵器の根絶には程遠く、世界平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている。

被爆県の都市として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを思うとき、この地球上で再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。

よって、三原市議会は、日本国憲法の平和主義の原則に基づき、改めて非核三原則が完全に実施されることを願うとともに、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴え、恒久平和を希求し、ここに三原市を「非核・平和都市」とすることを宣言する。」

3 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」

昭和 40 年（1965 年）の第 20 回国連総会において、締約国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なく実施すること等を主な内容とし、全会一致で採決されたものです。

4 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

昭和 54 年（1979 年）の第 34 回国連総会において、第 2 次世界大戦のような悲劇を二度と繰り返さないようにとの考えでできた国際連合は、基本的人権の尊重、男女平等の実現について積極的に取り組んできたが、女子に対する差別が依然として広範に存在していることから採択されたものです。

5 「児童の権利に関する条約」

平成元年（1989 年）に国連総会で採択された条約。18 歳未満のすべての者を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定したも

のです。わが国は、平成6年（1994年）に批准しました。

6 「国連婦人の10年」

昭和23年（1948年）の第3回国連総会において、「世界人権宣言」がうたわれ、昭和41年（1966年）には「国際人権規約」が採択され、この人権の立場から女性の地位の改善について、つぎつぎと宣言や条約が採択されてきました。昭和42年（1967年）「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択され、この宣言を実効あるものとするため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とし、婦人問題に集中的に取り組む年と決定し、さらにむこう10年間に女性の地位向上に必要な施策と行動を、各国政府によびかけたものです。

7 「人権教育のための国連10年」

平成5年（1993年）、ウィーンで開催された世界人権会議において採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において人権教育の重要性が協調され、「人権教育のための国連10年」を宣言するよううたわれた。

これを受けて、平成6年（1994年）の第49回国連総会において、平成7年（1995年）～平成16年（2004年）を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国にさまざまな活動を行うことを提唱したものです。

8 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

「人権教育のための国連10年」に係る施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、政府は平成7年（1995年）12月に内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、その後、平成9年（1997年）7月に、行動計画を取りまとめたものです。

9 「人権擁護施策推進法」

平成8年（1996年）12月に公布され、4条の条文からなり、第1条では、目的規定として「人権擁護に関する施策の推進を図り、もって人権の擁護に資する」ことを、第2条では、責務規定として「人権教育及び啓発に関する施策の推進並びに人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務とする」ことを、第3条では、審議会設置規定として「国の責務に関する事項を審議する審議会を法務省に設置する」ことを、第4条では、審議会の組織に関する規定をそれぞれ定め、附則でこの法律は5年で失効する旨を定めたものです。

10 「三原市人権施策推進協議会」

人権が尊重される社会づくりに係る調査、審議及び答申に関する事務を担当する市長の附属機関で、有識者15人で組織されているものです。

11 「啓発リーフレット」

人権問題など多くの人に、より高い認識・理解をいただくために作成した一枚刷りの印刷物のこと。

12「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」

相手の意に反した性的な言葉やふるまいによって、労働条件を悪化されたり、就業に悪影響を及ぼし、働きにくくされることをいいます。

13「ジェンダー」

「男らしさ、女らしさ」のように、出生後に社会慣習や文化によって作られてきた性差観念をいいます。

14「ドメスティック・バイオレンス（DV）」

配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから加えられる暴力。身体に対する暴力のほか、精神的暴力や性的暴力も含まれます。

15「男女雇用機会均等法」

昭和61年（1986年）に、就労の場で、女性が男性と均等に機会や待遇を確保されることなどを目的として施行されました。正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

平成9年（1997年）4月に一部改正され、多くは平成11年（1999年）から施行されました。「募集・採用・配置・昇進・教育訓練における差別禁止」、「事業主のセクシュアル・ハラスメント防止策配慮措置義務」などが新たに規定され、事業主の責任がより明確に問われるものとなり、働く男女が生き生きと働ける職場環境づくりをめざすものとなっています。

16「グループホーム」

ひとりで生活するのが困難な人が数人集まり、同居もしくは近くに居住する世話人の手助けを借りつつ、住宅で自立して共同生活するところです。

17「リハビリテーション」

障害を受けたものを、身体的、精神的、社会的、職業的、経済的な能力を可能なまでに回復させることをいいます。

18「ノーマライゼーション」

障害者や高齢者など社会的に不利益を負いやすい人たちを特別視することなく、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受し、生活し活動することが当然であるという考え方をいいます。

19「ユニバーサルデザイン」

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

20 「同和対策審議会答申」

昭和36年(1961年)、総理府に同和対策審議会が設置され、内閣総理大臣より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問をうけ、昭和40年(1965年)に審議した結果をまとめた答申が出され、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとされています。

21 「人権ライブラリー」

人権に関する図書、ビデオなどの資料を収集し閲覧に供する施設をいいます。

22 「コミュニティセンター」

地域の生活圏整備の核としての複合施設。主なものは、集会・図書・実習・相談・児童高齢者福祉などの諸施設です。

23 「H I V (ヒト免疫不全ウイルス)」

エイズの原因となるウイルスのひとつ。H I V感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、いたずらに感染を恐れる必要はないものです。

24 「ハンセン病」

癩(らい)菌の感染によって起こる伝染病。ハンセン病は、潜伏期は3年から20年にも及ぶため、かつては遺伝性と誤解されたこともありました。現在では、治療方法が確立し、感染力は弱く、治癒する病気です。

25 「プライバシー」

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利です。

26 「メディアリテラシー」

テレビやインターネット、新聞などの出版物など各種メディアが発信する情報を主体的に読み解き、情報を理解する能力です。また、自ら発信する能力の意味も含まれています。

27 「三原市人権行政推進協議会」

人権行政の基本方針及び事業計画の審議、必要な関係部局相互の連絡協議、人権行政の実施状況及び実施計画の検討など人権行政の総合的な推進を図るため設置され、副市長、教育長以下各部部長級で組織されているものです。

28 「登録型本人通知制度」

戸籍や住民票などの個人情報や身元調査などに使用されることを抑止することを目的に、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合に交付の事実を希望する本人にお知らせする制度です。

資 料

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 3 1 P
平成 12 年 12 月 6 日公布施行
- 2 人権教育・啓発に関する基本計画・・・・・・・・・・ 3 3 P
平成 14 年 3 月 15 日策定 平成 23 年 4 月 1 日改正
- 3 広島県人権教育・啓発指針・・・・・・・・・・ 8 9 P
平成 14 年 5 月策定
- 4 広島県人権教育推進プラン・・・・・・・・・・ 9 3 P
平成 14 年 12 月策定
- 5 広島県人権啓発推進プラン・・・・・・・・・・ 9 7 P
平成 14 年 11 月策定 平成 28 年 3 月改定

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をここに公布する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

○人権教育・啓発に関する基本計画

(平成十四年四月十九日)

(／法務省／文部科学省／告示第一号)

改正 平成二三年四月一九日／法務省／文部科学省／告示第一号
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十七号) 第七条の規定に基づき、人権教育・啓発に関する基本計画(平成十四年三月十五日閣議決定)が定められたので、公表する。

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。) 第七条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発(以下「人権教育・啓発」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げるができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要がある、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度

や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とこととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されて

いる。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会な

どのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われてい

る。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推

進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、
「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権

擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々での社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件

の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していく

べきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべ

きである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由

な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進

すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、

モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導

方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を

絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかげがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを

通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得する

という観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会

議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）

- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。（農林水産省）
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。（内閣府ほか関係省庁）
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。（内閣府）
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備す

るとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。

（警察庁）

- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。

（法務省）

- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。

（外務省）

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等に

よる子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法の精神に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にし

た教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）

- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年7月）の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実に始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。（厚生労働省、文部科学省、警察庁）
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促

進に取り組む。(外務省)

- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識

はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるように、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）

- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑤ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たって

は、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者

対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）

- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、

「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重

の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）

⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）

⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）

⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）

⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の

「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
（文部科学省、国土交通省）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊

重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。（厚生労働省）
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮

人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。（文部科学省）
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るととも

に、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感

感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。（厚生労働省）
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活

を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反

復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。（文部科学省）

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、

謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されていると

ころであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っているほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」(平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設

置)及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」(人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている)は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企

業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でな

かった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財)人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるイン

ターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に

も配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

広島県人権教育・啓発指針

平成14年5月策定

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものかを学んだ。とりわけ、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、21世紀を迎えた今日、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願いである。こうした中で、われわれは、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、大きな教訓を得た。

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている。わが国においては、このような基本的な立場にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきた。

さらに今日、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、人権を擁護するための新しい取組が必要となっている。こうした情勢のもと、国においては、平成9年7月に「人権教育のための国連10年(※1)」に関する国内行動計画が策定された。さらに平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(※2)」が制定された。この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたところである。

これらのことを通して、国は、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものである。

本県においては、このような認識に立ち、次の方針に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

※1 人権教育のための国連10年：平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行うことを提唱している。

これを受けて日本では、平成9(1997)年7月に、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が、同推進本部(本部長：内閣総理大臣)から出された。

※2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律：人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした法律。平成12年12月に制定。

第1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし他人を大切にしていって共に生きていくということである。

第2 指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本県が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

2 指針の目標

本指針は、県民(※1)が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標とする。

第3 人権教育・啓発の基本的なあり方

人権尊重の理念について、県民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育むことが重要である。

そのため、県・市町村等の実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けて行く必要がある。

また、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない。

1 人権教育

人権教育は、県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。

※1 県民： 県内に暮らすすべての人々。

その実施に当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図りながら、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

2 人権啓発

人権啓発は、県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

その実施に当たっては、人権尊重の理念を広く普及し理解されるよう、マスメディア（※1）、情報機器等の活用による広報などによって、人権に関する様々な情報を発信し、総合的かつ効果的に行う必要がある。

第4 多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

幼児児童生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育、学校教育は、大きな役割を持っている。

幼児期においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校（※2）においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推進する。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性を育むとともに、社会のあらゆる分野で必要な人材を養成する機能を担っていることから、学生の人権尊重の理念に対する理解をさらに深めるよう努める。

2 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じて様々な人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、地域の住民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

※1 マスメディア：新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの手段を利用して不特定多数の人々に対して情報を伝達する組織体とその伝達システム。

※2 盲学校、ろう学校、養護学校：学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、盲学校、ろう学校、養護学校は特別支援学校になった。

3 家庭

幼児期から豊かな情操や思いやり，善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で，家庭の果たす役割は重要である。

このため，県は，保護者に対する学習機会の充実を図るとともに，これらの学習機会，相談窓口，関係機関などについての情報の提供や相談体制の整備など，家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る。

4 職域

民間企業等の事業所の，人権啓発推進に果たす社会的役割には大きなものがあり，事業所内における人権尊重を一層確保することが望まれる。

こうしたことから，県は，民間企業等の事業所が自主的に行う，従業員等の啓発への取組に対し，協力・支援を行う。

第5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県・市町村職員，教職員，警察職員，消防職員，医療・保健・福祉関係者など，人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は，特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要がある，それぞれの関係機関における研修等の取組を推進する。

第6 指針の推進

1 推進プランの策定

この指針に基づき，県民一人ひとりが人として尊重され，だれもがいきいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち，人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で，人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

また，社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し，人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり，適宜，人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを見直すものとする。

2 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため，庁内に人権施策推進本部を設置する。

また，人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては，国及び市町村との，一層の連携強化を図るものとする。

3 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の対応が，今後ますます重要になることが予想されることから，本県の各種相談機関をはじめとして，国や市町村の相談機関等との相互の連携強化を図るものとする。

広島県人権教育推進プラン

平成14年12月策定
広島県教育委員会

はじめに

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月)」を策定した。

この中で、現在及び将来にわたる人権擁護上の重要課題をあげ、このような様々な人権問題が生じている根本的な要因として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していない点を指摘し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人に人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとしている。

本県においても、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、「広島県人権教育・啓発指針(平成14年5月)」を策定し、人権教育を人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動とし、その実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要があるとした。

また、県教育委員会としては、人権教育を推進するに当たって、平成10年の文部省是正指導(※1)で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を学校や市町村に例示することにより、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、広島県教育委員会は、広島県人権教育推進プランを策定するものである。

※1 文部省是正指導：平成10年5月20日、文部省(現文部科学省)から広島県教育委員会及び福山市教育委員会に対し、学校運営上、法令等に照らして逸脱あるいはそのおそれがあるなど、不適正な実態があるとの指摘がなされ、教育内容及び学校運営については是正を図るとともに、是正状況を文部省へ報告するよう求められたもの。

1 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特徴に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施する。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする。
- ③ 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

[具体的施策]

- ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。
- イ 感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努める。
- ウ 学習意欲を高める指導方法の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備(※1)に努める。

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 公民館等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。

※1 情報データベースの整備： 人権教育に関する法令・規則、指導事例、学習プログラムなど、関連するデータを整理・統合し、ネット上で公開することにより、その共用を可能とするシステムの整備。

- ② 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。
- ③ 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。

[具体的施策]

- ア 市町村の社会教育主事等社会教育指導者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。
- イ 学級・講座の開設や交流活動など、市町村が行う人権尊重に関する多様な学習機会の提供に対する支援に努める。
- ウ 参加型学習(※1)を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラム(※2)の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

2 人権教育推進プランの推進

(1) 推進体制

本県の人権教育を適正に推進するため、事務局教育部内に「人権教育推進会議」を設置する。

(2) 人権教育推進プランの見直し

社会経済情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進プランを見直すものとする。

※1 参加型学習： 知識伝達型である講義形式の学習形態に対し、学習者自らがその知識や体験に基づき、お互いの気づきや考えを共有しながら学習活動に能動的に参加する学習形態。ワークショップ（特定のテーマにそった全員参加による共同討議）、ロールプレイ（異なる立場を身をもって体感する、役割演技）、ディベート（テーマを設定し相対する2組が討議し理論性を競う活動）等の学習手法がある。

※2 学習プログラム： 学習活動を展開するための準備活動から、アイデアの発想、学習目標の設定、学習内容・方法の選択、評価及び学習継続の手だてなど。

広島県人権啓発推進プラン

第 1 章

はじめに

広島県人権啓発推進プランは、平成 14 年 5 月に策定した「広島県人権教育・啓発指針」に基づき、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として、平成 14 年 11 月に策定、平成 18 年 3 月及び平成 23 年 1 月に改定し、人権啓発への取組を推進してきたところである。

国は、平成 14 年 3 月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 23 年 4 月一部変更)において、人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等の各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、更には課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれるとしている。

また、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別などの人権問題に対する社会的な関心が高まっている。

本県においては、このような人権を取り巻く情勢を踏まえ、このプランに基づき、住民に身近な行政サービスを担う市町と連携し、人権啓発への取組を着実に推進することとする。

第 2 章

人権啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

県政世論調査（平成 26 年実施）によると、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての認知率は、前回（平成 23 年）の調査結果と同じ 83.1%であったが、「知らない」と答えた者の割合が 16.2%を占めており、いまだ十分とは言えない状況にある。このため引き続き憲法を始めとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する。

(2) 生命の尊さ

いじめや子ども・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。

また、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みが原因で追い込まれた末、年間 500 人を上回る県民の尊い命が自殺により失われている。

このため、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する。

(3) 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮や社会における横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。このため、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける啓発を推進する。

2 各人権課題に対する取組

(1) 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、立法的な措置として、「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつある。

本県においても、「広島県男女共同参画推進条例」を制定し男女共同参画推進の基本理念を定めるとともに、条例に基づき平成 15 年 2 月から 3 次にわたる「広島県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきた。

しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況がある。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど、人権を侵害する事案も多発しており、「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなどの立法的措置がとられている。

このため、「広島県男女共同参画基本計画」に基づき、男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、引き続き啓発などを行う必要がある。

具体的な取組

- ① 政策・方針の立案及び決定過程における男女共同参画を促進する。(全部局)
- ② 様々な立場の県民、特に男性が男女共同参画に関する理解を深め行動することができるよう、多様な機会や情報手段により啓発を行う。(環境県民局)
- ③ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するため、「男女雇用機会均等法」などの定着促進を図る。(健康福祉局、商工労働局)
- ④ 女性の多様な場面、特に職場における活躍を促進するため、仕事と家庭が両立できる環境を整備するとともに、個々の能力を発揮し、多様なライフスタイルを可能にする働き方の支援を行う。(健康福祉局、商工労働局)
- ⑤ 家庭における男女共同参画を推進するため、男性の家事や育児・介護などへの参画を支援する。(環境県民局、健康福祉局)
- ⑥ 配偶者等からの暴力に適切かつ迅速に対応し、被害者の安全確保と自立を支援するため、被害者の保護に関する相談・支援体制の一層の充実を図る。(健康福祉局、警察本部)
- ⑦ 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー事案などあらゆる暴力の根絶に向けて、取締りを強化するとともに、人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行う。(環境県民局、健康福祉局、商工労働局、警察本部)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法を始め、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいてその基本原理ないし理念が示されている。国際的にも、「児童の権利に関する条約」などに権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

昭和54年に制定した「広島県青少年健全育成条例」においても、「青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならない」と規定している。

しかし、子どもを取り巻く環境は、児童虐待、子どもの貧困、非行の低年齢化、いじめなど依然として憂慮すべき状況が続いている。

また、スマートフォンの普及などに伴い、子どもがインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれるおそれが高まっているほか、いわゆるネットいじめも問題となっている。

このような中、「児童虐待防止法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「いじめ防止対策推進法」、「児童ポルノ禁止法」が制定されるなどの立法的措置が取られている。

本県においても、平成27年3月に「広島県子ども・若者計画（第2次）」を策定し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもなどへの支援を推進するとともに、平成27年度から5年間を計画期間とする「ひろしまファミリー夢プラン」に基づき、全ての子どもたちが健やかに育つ広島県を目指し、各種取組を推進している。

以上のように、子どもを取り巻く状況も変化し、その対応が図られているが、とりわけ、人権の視点からは、全ての県民が子育てを支え、たくましく健やかに生きる力を持つ子どもたちを育成するための啓発などを行う必要がある。

具体的な取組

- ① 子どもが健やかに育つために、家庭を始め学校、地域など、社会全体が、子どもたちの一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たすための啓発を行う。とりわけ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもに関する支援の仕組みづくりによる周知の拡大や、インターネットを適正に利用するための啓発を重点的に行う。（環境県民局）
- ② 「児童の権利に関する条約」の広報や「児童福祉月間(5月)」「児童虐待防止推進月間(11月)」を通じて、これらの趣旨の徹底を図り、子どもの人権について、社会全体の関心を喚起する。（環境県民局、健康福祉局）
- ③ 児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、こども家庭センターが市町や関係機関と連携しながら、児童虐待に対する正しい理解や未然防止の必要性について啓発するとともに、早期発見・早期対応から事後ケア（再発防止）に至るまでの一貫した取組を推進するなど、相談・援助体制の一層の充実を図る。（健康福祉局、警察本部）

- ④ 児童の心身の発達, 家庭や地域の実情に応じた適切な保育や健全な育成を促す指導を行うとともに, 保育士や子どもに関わる指導員などに対する啓発を行う。(健康福祉局)

(3) 高齢者

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり, 65歳以上人口は総人口の27パーセントに迫っている。今後, 人口減少・高齢化などの人口構造の変化に伴い, 高齢化率は, 平成32年には29パーセントを超え, その後も上昇していく見込みである。

本県の高齢化率は, 全国平均以上で推移しており, 介護保険制度の要支援・要介護認定高齢者数の高齢者人口に占める割合も全国平均よりも高い。

このような中, 介護者による身体的・心理的虐待や, 高齢者の家族などによる本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

国においては, 「高齢社会対策基本法」に基づく「高齢社会対策大綱」(平成24年9月閣議決定)を基本とし, 各種の対策が講じられている。

本県においても, 平成27年度から3年間を計画期間とする「第6期ひろしま高齢者プラン」を策定し, 高齢者の活動・就業, 権利擁護と虐待防止対策, 総合的な認知症施策など各種の取組を推進している。

今後とも, 高齢者が社会を構成する重要な一員として, 健康で生きがいを持って安心して生活できるよう, 啓発などを行う必要がある。

具体的な取組

- ① 「老人保健福祉月間(9月)」などを通じ, 高齢者問題を「世代を超えた共通の課題」として考える契機とするとともに, 高齢者保健福祉の重要性について理解の促進を図る。(健康福祉局)
- ② 高齢者が地域社会の一員として活躍できるよう, 高齢者及び地域住民に対する意識啓発, 地域活動実践者やそのリーダーの養成, 活動の場に関する情報提供などを実施し, 高齢者の社会活動に係る支援を行う。(健康福祉局)
- ③ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識, 経験などを活用して働き続けることができる社会を実現するため, 定年の引上げや継続雇用制度の導入などによる65歳までの安定した雇用の確保, 再就職の援助, 多様な就業機会の確保のための啓発を行う。(商工労働局)
- ④ 介護サービスを始めとする保健福祉サービスの利用者が適切なサービスを選択できるよう, 市町及び地域包括支援センターを中心とした的確な情報の提供や権利擁護を含む相談・支援体制の整備を促進し, 相談窓口の強化を図る。(健康福祉局)

⑤ 高齢者への虐待防止について、市町及び地域包括支援センターなど関係機関の職員、介護支援専門員などに対する研修等を通じ、高齢者の人権尊重への理解と認識を深め、虐待の早期発見や各関係機関との連携による適切な対応に努める。また、介護保険施設などにおける身体拘束の禁止の徹底に努める。(健康福祉局)

⑥ 高齢化の進展に伴い、認知症のある高齢者の増加が見込まれる中、認知症に係る適切な医療・介護サービスの提供体制の整備に加え、認知症のある人や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症についての正しい理解の促進や、地域における支援体制の整備などに努める。

また、市町において地域包括支援センターを中心に実施される高齢者の権利擁護事業の充実を促進するとともに、成年後見制度、社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業の周知に努める。(健康福祉局)

(4) 障害者

国においては、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行、平成25年の「障害者差別解消法」の制定など、国内法の整備を始めとする制度の集中的な改革を行い、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を締結した。

また、これらの動向を踏まえ、平成25年9月には「障害者基本計画(第3次)」を策定し、障害の有無にかかわらず、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援などのための施策の一層の推進を図るとともに、職業を通じての社会参加を進めていけるよう、「障害者雇用促進法」などに基づき、障害者雇用の一層の促進を図っている。

本県においては、平成7年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、以来、障害者や高齢者を含む全ての人が、自由に行動し、社会参加ができる誰もが住みよい福祉のまちづくりについて継続的な取組を行っている。

また、平成26年3月に、平成30年度を目標年次とする新たな「広島県障害者プラン」を策定し、市町や関係団体と連携を図りながら、全ての県民が障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、総合的・計画的に障害者施策を推進している。

しかし、障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだに働く場所の確保や情報の収集・利活用などに際して様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれている。さらに、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在している。

以上の動向を踏まえ、障害者が社会を構成する一員として尊重される共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行う必要がある。

具体的な取組

① 「あいサポート運動」などを通じて、障害や障害者に関する理解を促進する。(健康福祉局)

- ② 障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定する「障害者差別解消法」についての理解を促進する。(健康福祉局)
- ③ 全ての人々が、自由に行動し、社会参加ができるようなバリアフリー社会実現のため、福祉のまちづくりに向けた啓発活動を推進する。(健康福祉局)
- ④ 障害者の職業的自立を目指し、国や関係機関と連携して、障害者の就業機会を確保するための啓発を行う。(商工労働局)
- ⑤ 障害者が主体的な選択により、福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度やこれを補完する福祉サービス利用援助事業などの制度の活用について周知を図る。(健康福祉局)
- ⑥ 養護者や施設従事者などによる障害者虐待については、個人としての尊厳を尊重し適切な処遇が行われるよう、市町及び施設などの職員の研修に努めるとともに、人権の重要性についての理解と認識を深めるための啓発を行う。(健康福祉局)

(5) 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、昭和44年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきた。この結果、同和地区の環境整備などについては着実に改善されてきたことから、平成13年度末の「地対財特法」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策二一ズについては、一般施策の中で対応することとした。

しかし、結婚や就職などにおける差別、差別発言、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載などの事案が依然として存在している。

このような現状を踏まえ、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要がある。

具体的な取組

- ① 同和問題の早期解決を目指して、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重思想の普及を図るための啓発活動を実施する。(環境県民局)
- ② 事業主に対して、公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が確保されるよう啓発を行う。(商工労働局)
- ③ 社会福祉施設である隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動などを行っており、それらに対する支援を行う。(環境県民局)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、アイヌ語などを始めとする独自の文化や伝統を有している。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準などは、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職などにおける偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成9年5月、「アイヌ文化振興法」が制定された。

国は総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、内閣官房長官が座長となり、政府、有識者及びアイヌの人々から成る「アイヌ政策推進会議」を開催しており、同会議における了承を得て、平成26年6月に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定された。

こうした動向などを踏まえ、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う必要がある。

具体的な取組

- ① アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図る。(環境県民局)

⑦ 外国人

我が国に入国する外国人は増加しており、本県においても海外からの旅行者や居住する外国人が増加するとともに、その国籍も多様化している。

本県には約4万人の外国人が居住している。在留外国人数を国籍別に見ると、中国、韓国・朝鮮が半数以上を占め、フィリピン、ベトナム、ブラジルが続ぎ、上位5か国の国籍の人が8割以上を占めている。

少子高齢化が進行する中、本県では、国内外からイノベーションの原動力となる多様な人材の集積・定着を促進しており、今後も、外国籍県民の更なる増加が見込まれる。

こうした中、本県では、国籍や民族を問わず全ての人の人権や様々な文化、生活習慣、価値観などが尊重され、一人ひとりが個性や能力を発揮しながらいきいきと活躍できる「多文化共生社会」を目指して、誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域社会へ参加できる環境整備を進めている。

しかしながら、外国人の就労に際しての差別のほか、子どもの教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在している。

さらに、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして大きな社会問題となっており、こうした行為は新たな差別を生じさせかねないもので、県民一人ひとりが外国人の人権について正しい理解と認識を深めていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要がある。

具体的な取組

- ① 多文化共生社会を目指し、人権尊重を人類共通の課題として、グローバルな視野で考えるとともに、一人ひとりが暮らしの中の問題として身近なところから行動できるよう、関連情報を提供し、人権意識の高揚を図る。(地域政策局)
- ② 外国籍県民とともに生きる多文化共生の地域づくりを推進するため、外国籍県民の言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するとともに、地域社会で活躍できる環境づくりを進める。(地域政策局)
- ③ 外国人労働者の雇入れに関しては、「出入国管理及び難民認定法」、労働関係法令、その他の法令に基づいて、外国人労働者の適正な雇用や労働条件が確保されるよう、事業主への普及啓発を行う。(商工労働局)

(8) HIV感染者等及びハンセン病回復者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者等や家族に対する様々な人権問題が生じている。

感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、「感染症予防法」において、感染症の患者等の人権の尊重が規定されており、本県においても「広島県感染症予防計画」により、感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に対する正しい知識の普及啓発を行う必要がある。

ア HIV感染者等

我が国のヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染者及びエイズ患者（以下「HIV感染者等」という。）の累積報告数は、平成24年に2万人を超え、現在も増加傾向にある。

HIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことなどから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

しかし、HIV感染者等に対しては、医療機関での診療や、介護施設への入所が拒まれるなどの問題が生じている。

このような状況を踏まえ、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

具体的な取組

- ① 「感染症予防法」を踏まえ、「世界エイズデー(12月1日)」のキャンペーン、中・高等学校への出前健康教育などを通じ、HIV感染症に対する正しい理解と知識の普及に努める。(健康福祉局)

イ ハンセン病回復者等

ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために偏見と差別があり、この結果、患者・回復者等の人権を侵害し、社会復帰を困難なものにしている。

このような状況の下、国の損害賠償責任を認める判決が下され、これまでの隔離政策が正された。

また、平成21年4月に施行された「ハンセン病問題基本法」を踏まえ、今後更に、ハンセン病患者・回復者等（以下「ハンセン病回復者等」という。）に対する偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

具体的な取組

- ① 偏見や差別の解消のため、また療養所に入所しているハンセン病回復者等が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及に努める。(健康福祉局)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別があり、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う必要がある。

具体的な取組

- ① 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくし、理解を深めるため、啓発を行う。(環境県民局)

(10) 犯罪被害者等

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民全ての願いである。しかしながら、様々な犯罪が跡を絶たず、犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。更に、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、精神的被害など二次的被害に苦しめられることも少なくなかった。

こうした中、平成16年12月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定するなど、犯罪被害者等を社会全体で支える支援体制が整備・確立されつつある。

この社会的支援を背景に、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益の保護など、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を積極的に行う必要がある。

- ① 犯罪被害者相談などに対応する各種相談窓口担当者や支援に携わる者が相談などに適切に対応するため、支援ハンドブックなどの更新や研修会を開催するとともに、関係機関や団体との連携強化を図る。(環境県民局)
- ② リーフレットやホームページなど各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等のおかれている状況などについての県民の理解を深め、支援の必要性や各種制度及び相談窓口の周知などについて広報啓発を行う。(環境県民局)
- ③ 保健・医療・福祉サービス、労働相談及び居住の安定を図るための施策などの対応を行う。(健康福祉局, 商工労働局, 土木建築局)
- ④ 捜査過程における犯罪被害者等の早期の被害回復や精神的負担の軽減を図るため、権利利益の保護あるいは適正な処遇に配慮した情報の提供や被害者保護活動などの各種支援を行う。(警察本部)
- ⑤ 犯罪被害者等の多様なニーズに対応したきめ細かな直接的支援が可能な民間被害者援助団体などへの支援を行うとともに、これら団体などの活動等について、県民への周知を図る。(環境県民局, 警察本部)
- ⑥ 性犯罪被害者等は、心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、被害が潜在化して、支援を受けられない状況にあるため、被害を抱え込まず、安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境を実現するため、ワンストップで支援を行うセンターの設置に向けた取組を実施する。(環境県民局)

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、ホームページ、BBS(電子掲示板)、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などで個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。

「プロバイダ責任制限法」(平成14年5月施行)では、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できることが規定されている。国においては、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について記載した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用して当該情報の削除をプロバイダなどに求めている。

また、個人情報の取扱いに関しては、「個人情報保護法」(平成17年4月施行)により、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務が規定されており、本県においても、「広島県個人情報保護条例」(平成17年4月施行)により、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを規定するなど、個人の権利利益の保護を図っている。

こうした動向などを踏まえ、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため、啓発を行う必要がある。

具体的な取組

- ① 個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため啓発を行う。(環境県民局)
- ② 県民や個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の保護に関する正しい理解を深めるため、広く個人情報保護制度の周知・啓発に努める。(総務局)

(12) その他

これらのほか、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の問題、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別など、その他の人権に係る課題について啓発を行う。

また、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて、啓発の検討を行う。

具体的な取組

- ① 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、県民の関心と認識を深めるため、広報・啓発を行う。(地域政策局，警察本部)
- ② 性的指向や性同一性障害などに関する相談に応じるとともに、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別の解消に向けて、啓発を行う。(環境県民局，健康福祉局)

3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいて研修を実施する。

市町職員，教職員，警察職員，消防職員，医療・保健・福祉関係者などに対しては、それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど取組に対して支援する。

4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進

(1) 県民参加型の啓発活動の実施

県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、それに対する県民の理解を深めるためには、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することが重要であり、県民が親しみをもって参加できる人権啓発のためのイベントを実施する。

(2) 実施主体間の連携

市町、民間企業などの事業所においては、従来からそれぞれの実情に応じた人権啓発の取組が行われているところである。県としては、ナビゲーターとして、これらの実施主体と連携を図るとともに、調整、支援・協力、情報発信を行う。

(3) 担当者の育成

人権啓発に当たっては、地域・職域に密着したきめ細かな活動が必要であるとともに、担当者の育成が重要である。そのために、市町、民間企業などの事業所で人権啓発を担当する職員を対象に、必要な知識を習得するための研修会を実施し、その育成に努める。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権啓発を推進していく上で不可欠のものであることから、その整備・充実に努める。

また、人権啓発の各実施主体などが保有する資料等について、その有効かつ効率的な活用を図るため、県民がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努める。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

人権啓発を効果的に推進するため、先進的な人権啓発の取組を行っている国、都道府県、大学などの取組内容・手法に関して調査・研究を行い、効果的な啓発内容・手法の開発に努める。

(6) マスメディアの活用等

人権啓発の推進に当たっては、マスメディアの果たす役割は極めて大きい。県民に対して効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。そのため、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページなどの広報媒体やパブリシティなど、様々な手法を活用した啓発を推進する。

(7) インターネット等IT関連技術の活用

ホームページなどの充実により、広く県民に対して、多種多様の人権啓発に関する情報を提供する。

(8) スポーツ組織などとの連携・協力

地元のスポーツチームとの連携などにより、県民が親しみやすい効果的な人権啓発・広報を行う。

第 3 章

プランの推進

1 推進体制

人権啓発は、全庁的に総合的かつ効果的に推進する。

2 国・市町等との連携・協力

人権啓発の推進に当たっては、広島法務局、広島県、広島市、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び広島県人権擁護委員連合会で構成している「広島県人権啓発活動ネットワーク協議会」と連携・協力する。

また、同協議会において、本県を始め国や市町の各種相談機関などとの相互の連携・強化を図る。

市町、民間企業などの事業所の果たす役割は大きいことから、それぞれの役割や立場を尊重しつつ互いに連携・協力し啓発を行う。

3 フォローアップ及び見直し

人権啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の啓発に反映させるなど、プランのフォローアップに努める。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、プランの見直しを行う。

プランの推進期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

三原市人権教育・啓発推進計画

発行年月 平成31年（2019年）3月

発行 三原市生活環境部人権推進課

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6044

協力 県立広島大学保健福祉学部手島講師

※この計画書は、平成30年度県立広島大学地域戦略協働プロジェクト事業にて、製本されたものです。